

## 令和7年度 白馬村障害者就労施設等優先調達方針

### 1 趣旨

本村では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

### 2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、白馬村の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

### 3 障害者優先調達推進法の対象となる障害者就労施設等

本村において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

#### 【障害福祉サービス事業所等】

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

#### 【企業等】

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（次の全ての条件を満たす事業所）
  - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
  - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
  - ③ 雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

#### 【在宅就業障害者等】

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

#### 4 調達する物品等

村が障害者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、村が調達可能な役務、物品であれば対象とする）

##### (1) 物品

消耗品、各種記念品、食料品、その他

##### (2) 役務

印刷、クリーニング、清掃、情報処理、その他

#### 5 調達の目標

令和7年度に達成すべき優先調達の目標を次のとおりとする。

**目標額：180万円**

#### 6 調達の実施

(1) この調達方針の担当課は健康福祉課とし、障害者就労支援施設等が提供可能な物品等について情報を収集し、各課等に提供する。

(2) 各課等は、障害者就労施設等への発注が前年度実績を上回る発注となるよう、発注可能なものについて積極的に発注する。

(3) 各課等は、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令、白馬村事務規則など関係規程に従い、随意契約を活用しながら、障害者就労施設等からの調達を行う。

#### 7 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、翌年度に概要を取りまとめのうえ、村ホームページにより公表する。